

令和3年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査

報告書

上巻

(合法性確認の手引きの作成等)

令和5年3月

林野庁

令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査報告書
上巻（合法性確認の手引きの作成等）

目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業実施体制	1
1-3	実施内容	1
2	合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成及びリスク評価に活用可能な統計情報や NGO等の調査結果のリスト化	6
2-1	合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成	6
2-2	リスク評価に活用可能な統計情報やNGO等の調査結果のリスト化	11
3	合法性確認の仮想実施	13
3-1	仮想実施の目的	13
3-2	仮想事例の作成手順	13
3-3	仮想事例の解説	13
3-4	まとめ	14
4	事業者向け報告会の企画、開催	16
4-1	報告会の概要	16
4-2	参加者からの質問事項	16
	巻末資料	20
1	クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き	
2	リスク評価関連情報提供サイトのリスト	
3	合法性確認の仮想事例	
4	事業者向け報告会の発表資料	

1 事業概要

1-1 事業の目的

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」。以下「クリーンウッド法」という。）を着実に運用していく必要がある。

本事業は、林野庁ホームページ「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている生産国リスク情報を、木材関連事業者等の利用者がより活用しやすくするための検討及び情報の整理を行うことを目的とした。具体的には、①リスク情報に基づく基本的な合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成、②リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化、③米国等における先進事例調査の実施、④「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている情報の整理を行った。

これらの活動のうち、①及び②については、報告書 上巻（合法性確認の手引きの作成等）に、③については、報告書 下巻（先進事例調査）に取りまとめた。

1-2 事業実施体制

本事業は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が受託し調査等を実施した。事業従事者は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下麻木乃 （事業責任者）	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 ジョイント・プログラムディレクター
鮫島弘光	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
藤崎泰治	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
梅宮知佐	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域／気候変動とエネルギー領域 リサーチマネージャー
山下一宏	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 研究員
角島小枝子	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 アシスタント

1-3 実施内容

1-3-1 調査委員会の設置、開催

学識経験者、業界団体等からなる 1-3-2 から 1-3-4 の調査方針及び調査結果への助言、評価の

ための調査委員会を設置した。調査委員会は、事業実施期間中3回開催した（表 1.2）。調査委員会の構成員（表 1.3）は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した。

表 1.2 調査委員会の開催

	日時	議事
第1回	2022年6月4日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 ・ DD手引きの作成 ・ DD仮想実施とリスク評価関連情報リスト化 ・ 先進事例追加調査 ● その他の事業内容
第2回	2022年11月18日 13-15時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査(①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ) ・ DD手引きの作成 ・ リスク評価関連情報リスト化とDD仮想実施 ● 今後のスケジュール等
第3回	2023年2月20日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査(①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ) ・ DD手引きの作成とリスク評価関連情報リスト化 ・ DD仮想実施 ● 報告会について

表 1.3 調査委員会構成員

	氏名	所属・役職
学識 経験者	立花敏	国立大学法人筑波大学 生命環境系准教授
	岩永青史	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院 生命農学研究科准教授
業界 団体	岡田清隆	日本木材輸入協会 専務理事
	尾方伸次	公益財団法人日本合板検査会 専務理事
	加藤正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
NGO	相馬真紀子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) 森林・野生生物室 森林グループ長

1-3-2 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成

クリーンウッド法において、木材関連事業者はリスクに基づき合法性確認（デュー・デリジェンス、以下、「DD」という。）を行うことが必要であるが、そのための基本的な手引きの作成を行った。当初、仕様書の指示は、「クリーンウッド法の対象となる木材等（以下「木材等」という。）の合法性確認の手法は、原産国や加工状態、流通経路等によって大きく異なるが、本事業では同法

施行規則で定める第一種木材関連事業者が行うべき合法性確認のうち、①国産丸太、②輸入丸太及び製材、③その他合板等受託者の提案による輸入物品（1～2種類を想定）について行うものとする。」であったが、その後、林野庁担当職員と事業受託者が協議した結果、DD 実施において活用する書類等は製品ごとに異なる一方、DD の手法そのものは製品を通じて共通であるという考えとなった。なお、手引きは様々な木材関連事業者が利用することを想定し、基本的かつ汎用性の高いものとした。

合法性確認の手引き（以下、「DD 手引き」という。）の作成とリスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化、DD の仮想実施（上巻第2章、第3章）にあたっては、「デュー・デリジェンス手引きワーキンググループ（以下、「DD 手引き WG」という。）」を設置した。構成員は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した（表 1.4）。DD 手引き WG は、6 回開催した（表 1.5）。

表 1.4 DD 手引き WG 構成員

氏名	所属
内田敏博	北海道木材産業協同組合連合会
岡田清隆	日本木材輸入協会
御田成顕	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所
金井誠	日本合板商業組合
中村有紀	Preferred by Nature
森田一行	木材流通専門家
柳澤衛	一般社団法人日本ガス機器検査協会

表 1.5 DD 手引き WG の開催

	日時	議事
第 1 回	2022 年 7 月 5 日 10-12 時	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の説明 ・ DD 手引きの概要説明 ・ DD 手引きの構成案
第 2 回	2022 年 8 月 22 日 13-15 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（ドラフト）概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロー図 ・ 各手順における確認シート
第 3 回	2022 年 10 月 4 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引きの検討 ● フローチャート案説明
第 4 回	2022 年 11 月 10 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討
第 5 回	2022 年 12 月 12 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討 ● 仮想実施の検討
第 6 回	2022 年 2 月 6 日 13-15 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討 ● 仮想実施の検討

1-3-3 リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

リスクに基づき DD を行うためには、リスクの評価が必要となる。このため、リスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。また、木材関連事業者がリストを活用して DD を行う際の参考とするために、上巻第 2 章の DD 手引きを踏まえつつ、上述したリストを活用し、第一種木材関連事業者が行う輸入木材等の DD を仮想的に実施（以下、「仮想実施」という。）し、事例として取りまとめた（上巻第 3 章）。仮想実施は、林野庁担当職員と受託者の協議の上、5 事例を選定した。1-3-2 と 1-3-3、1-3-5 を効率的・効果的に実施するために、調査内容・手法等の専門的な知見を有している認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan に再委託を行った。

1-3-4 先進事例追加調査

違法伐採対策の関連法令が整備されている国・地域の違法伐採リスク低減に係る先進事例の情報を収集・分析した。林野庁担当職員と受託者の協議の上調査対象国は、アメリカ合衆国、オーストラリア、EU、英国、ドイツ連邦共和国の 5 か国とした。これらの国は過年度に調査が実施されたことがあったため、その調査結果を踏まえ、追加的な内容について調査を行った。調査内容は次のとおりである。

- 木材の流通等に関する法令等調査
 - ・ 合法木材の流通（違法伐採木材の流通抑止）に関する法令等の概要及び執行状況
 - ・ 森林の伐採に関する法令等の概要
 - ・ 森林の伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件
 - ・ その他の木材の流通段階における法令の有無及び執行状況の事例
 - ・ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令及び執行状況の事例
- 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査
 - ・ リスク低減に関する国等の取組の実施状況の概要
 - ・ 木材関連事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

文献調査に加え、英国、ドイツ連邦共和国については、現地調査を実施した。アメリカ合衆国、オーストラリア、EU については、オンラインやメールでインタビュー等を実施した。

1-3-5 事業者向け報告会の企画、開催

本事業において得られた情報について、事業者向け報告会をオンラインで2023年3月3日に開催した(表1.6)。参加申込者は321名、出席者は258名であった。

表 1.6 事業者向け報告会概要

タイトル	林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス
日時	2023年3月3日14-16時
プログラム	<ul style="list-style-type: none">• 開会挨拶：林野庁 小島 裕章 木材利用課長• クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明：IGES 鮫島 弘光 リサーチマネージャー• 合法性確認の仮想実施事例紹介：FoE Japan 佐々木 勝教 森林チームリーダー• 質疑応答

1-3-6 「クリーンウッド・ナビ」の記載情報の整理及びコンテンツ作成

1-3-2 から 1-3-4 を踏まえ、その情報を追加するだけでなく、既存の情報の再整理を行うことに留意して、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報を木材関連事業者がリスクに基づく DD を行う際に利用しやすい形式に整理した。この整理に基づき、「クリーンウッド・ナビ」の整理を行うためのコンテンツの作成を行った。

2 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成及びリスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

2-1 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成

2-1-1 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成方針

DD 手引きは【はじめに／本手引きの目的】、【解説編】、【実践編】という 3 部構成で作成した。【はじめに／本手引きの目的】では本手引き作成の背景、【解説編】では違法伐採問題を取り巻く状況や木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の意義を解説した。【実践編】ではそれらを踏まえたうえで、チェックリストを用いた合法性確認（デュー・デリジェンス）の具体的な手順を示した。

※DD 手引きは巻末資料 1 に掲載

2-1-2 調査委員会や DD 手引き WG において示された論点

2-1-2-1 主な論点と対処方針

1-2-1、1-3-2 のとおり、DD 手引きの作成に当たっては、調査委員会（全 3 回）やワーキンググループ（全 6 回）で指摘された意見を参考にした。調査委員会等で示された主な論点と、それらに対する対処方針は表 2.1 のとおり。

表 2.1 調査委員会等での主な論点と対処方針

主な論点	対処方針
○ DD 手引き全体について	
<ul style="list-style-type: none"> クリーンウッド法が必要になった理由等を説明すべき。 リスクベースアプローチについて理解できるように分かりやすく示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「解説編」を作り、制度の背景や手法の考え方等を示すこととした。
<ul style="list-style-type: none"> 素人向けに取り組みやすいものとすべき。 合法と判断できるまでの手順を示すべき。 フローチャートやチェックリストを提示すべき。 EUTR をベースにすればよいのではないか。 DD をより高いレベルに持っていくというやり方は、今やるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 初めて取り組む事業者にも分かりやすいものとなるよう、DD の手順やフローチャート等を示すこととした。 収集する書類やリスク評価項目等をチェックリストにまとめることとした。 本手引きはモデル的なものと位置づけ、個々の業界、事業者が必要に応じて修正して使用するものとした。
<ul style="list-style-type: none"> 幾つチェックできればよいなど、以降のプロセスをやらなくてよいポイントを示すべき。 DD 作業を定量化（点数化）するのはどうか。 何点なら合格（合法と判断）というような判断の目安があるべき。 最後の判断は事業者しかできない。DD 手引きでその基準を示すとすると、完璧なものしか認められなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> チェックリスト 2 の各項目の「低リスク評価寄与度」を 3 段階で設定し、評価寄与度が大きい上位の項目にチェックできれば、下位の項目は省略可能と整理した。 本手引きでは、DD 作業の点数化や最終的に合法と判断する目安等は示さないこととした。 他方、個別項目について、「このような場合はリスクが低いと考えられる」という例を示すこととした。

<ul style="list-style-type: none"> どこまで確認を求めるなど細かい基準の議論を進めるのは終わらない作業なので避けるべき。 国レベルのガイドラインでそこまでやる国はない。スコア化は業界団体レベルで出すのが一般的。 どうしても分からないものについてのみ、利用者には代替材などの選択を促すようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> また、「仮想実施事例（上巻 3 章参照）」が、事業者の判断の参考となるよう整理することとした。 合法性が確認できなかったと判断した場合の措置について記載することとした。
○ 手順 1、チェックリスト 1 について	
<ul style="list-style-type: none"> 森林認証について、手順 3 ではなく、早い段階の情報として認めるべきではないか。 森林認証は補助的・補完的なもの考える。 認証は合法性を証明するものではなく、認証の要件に合致した森林管理や木材流通を行うことを約束していくことを示すものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証等の情報は「補足情報」と整理し、手順 1 で他の合法性に係る情報とともに収集することが効率的、と示すこととした。
○ 手順 2、チェックリスト 2 について	
<ul style="list-style-type: none"> 森林認証は、木材の合法性の証明と、認証を持っている会社であることを示すという二つの役割がある。 商品名は樹種名とは認められない。 個別の樹種名が特定できなくても、総称から違法伐採リスクが低いことが確認できればよいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 「認証材であること」と「事業者が認証を取得していること」を別の項目として整理することとした。 樹種名について「範囲が明確な総称」を把握していることを評価する項目を設定することとした。

2-1-2-2 個別意見

調査委員会委員等の個別意見を抜粋し、論点ごとに整理した。この際、委員会の開催順や発言順等の時系列には必ずしも従わず、論理的整合性がつくように並べた。

調＝調査委員会、WG＝ワーキンググループ、数字はそれぞれ第何回かを表す。

1) 解説編について

- なぜ CW 法が必要であったかを、世界の潮流のなかに含めては。また、なぜ 2006 年林野庁ガイドラインでは不十分で CW 法が必要になったのかの説明を入れるべき。【WG 4】
- 考え方やツールの使い方を説明することが重要【調 1】
- DD のアプローチはリスクベースでという考え方はよい。より具体的に提示してほしい。【調 1】
- 現行 CW 法の方向性はリスクベースとなっている。【WG 1】
- 見る方が木材に精通していればよいが、リスクベースアプローチが出てきたときに理解できるのか？精通していない人にも分かりやすく書くべき。【WG 4】

2) 実務編について

(1) 概要について

- 事業者の理解度、実際の組織的な体制は多様であり、どのようなユーザーを対象とするのかを明確にするのは重要【調1】
- 一般の中小企業がやるとなったら、何も分からないなかでやらなければならない。【WG2】
- 膨大な作業をやって下さいでは無理。素人向けに、やりやすいように、何でやらないといけないのかの説明も含めて作成すべき。【WG2】
- わかりやすく、汎用性が高く、現場の人がその場で使えるようなものにしていただきたい。チェックリスト・フローチャートなどで、Yes・Noで回答できるようなものであると現場の人が使いやすい【調1】
- チェックリスト等が提示できれば、各組織で使えるようになり、指針にもなる。【調1】
- 今回の手引きは、事業者がチェックしやすくする手助けであり、他の人が評価するためのものではない。これまで手を付けられなかった人が、リストの順番に従うとここまで出来たと分かるものにすべき。【WG2】
- 違法材であるの可能性を100%排除できているわけではないが、合法であると判断できる手順を示す。【WG2】
- 基本的にこのようなチェックリストは事業者がこれまで5年間待ち望んでいたものではあり、この手引きを出すことは評価。【調2】

(2) 確認を求める合法性の要件について

- EUTRの5項目を取り入れて、準ずる法律を確認する範囲とすればいいのではないか。→ EUTRをベースに考えるのはおかしい。【WG1】
- 持続可能性はひとまず置いておく。この機会に乗じて、DDをより高いレベルに持っていくというやり方は、今やるべきではない。【WG1】

(3) 合法性確認のタイミングについて

- 本来は発注や契約の前に合法性の確認をすべき。商品が届く段階では遅い。どこでも話題にならないが、本事業ではその発想を含めてほしい。【WG1】

(4) 手引きにおいて合法性判断の基準を設定すべきか否かについて

- どれくらいの項目にチェックできたら合法性を確認したと判断できるかに、利用者からは質問が集中するのではないか？チェックシートの最後の欄で確認したかどうかの「適否判断」をする形だが、多くは判断が微妙なケースで、人によりむらが出るように思う。【WG4】
- 完璧でなくとも、80点ならOKというような判断基準を示してほしい。【WG1】
- チェックリストの最後の部分で各自が判断するのであれば、それまでのDD作業を定量化(点数化)するのはどうか？真剣にDDをやっても、真面目な事業者ほど、最終判断できずに苦しまないか？実際のその商売をやる人が最終判断するとなると、余りにもDDが恣意的になりすぎて、確認するという結果ありきで、公正さが得られないのではないか？事業者に任せるにしても、目安があるべき。点数を上げるために何かをやるといったインセンティブが

働かない。少なくとも、その商売の担当者自らが独りで、DD を行い、確認判断すると言うのは拙い気がする。【WG4】

- インボイス情報以外、何も分からないというケースは、判断できないというケースとして例示すべき。結局はDDでどれだけ先方より聞き出せるか？ 第三者への説明責任を果たせるぐらいにDue Careは可能な限り行った。その結果、腹落ちしたという確信が持てれば、「確認」と見做すべきだろう。【WG6】
- 手順3に行かないようにするフィルタリングは、きめ細かくできればよい。
 - 例：(前提として貿易制裁ない)
 - FLEGT材/CITES材でない
 - →認証材でない
 - →CPI低い
 - →樹種リスク高い※
 - →混合リスク高い※
 - …いずれかの段階で該当しない場合にリスク評価は不要
 - …※は該当した段階でリスク評価が必要
 - 上記が手順2の上段(前段)にあればよい。こういう方法もあると提案。【WG3】
- 最後のYes/No判断は事業者しかできない、しかしその判断の説明責任は持てるようにしてください、としか言えない。つまり出来るのはツールづくりで、こういった書類を集めてくださいなどの具体的な作業の内容。その結果これだったらOKか否かは各社の判断に任せられる。DDマニュアルでは言えない。DDマニュアルでその基準を示すことになると、その場合は完璧なものしかダメになってしまう。【WG1】
- どこまで確認を求めるなど細かい基準の議論を進めるのは終わらない作業なので避けるべき。【WG1】
- 先進事例調査でも、国レベルのガイドラインでそこまでやる国はない。やはり事業者判断。スコア化は、業界団体レベルで出すのがドイツも含め一般的なので、国でやることは難しいのでは。【WG4】
- どのような判断をしたかを、各社が示すようにすべきという点も盛り込むべき【調3】
- 実際に当該商品を扱う担当者自身のみがこの作業を行うより、同じ社内でも管理部門とか、より立場が中立的な人が行う方がよい。或いは、社内の調達委員会のような営業部と管理部門が一緒になったような組織で、機関決定出来るような工夫があってもいい。【WG4】
- どうしても分からないものについてのみ、利用者には代替材などの選択を促すようにしてほしい。(若しくは、一定期間後に取り扱いを止める)【WG2】

(5) チェックリスト全般について

- リスクは偏在している。リスクがどこにあるのか？何をもってリスクが高いのかを、事業者が分かるように明示すべき。【WG2】
- 幾つチェックできればよいなど、それ以降のプロセスをやらなくてよいポイントを示すべき。【WG3】
- 一発合格リスト、一発アウトリスト等、離脱リストを整理できると、効率的に無視できるリスクがわかり、追加的な措置がわかるのか、そういったものが必要。【WG3】

(6) 手順1、チェックリスト1について

- 最初に集めるべき情報のフォーマットがないのが問題。そこを一階部分でしっかり作るべき。
【WG1】
- ア～オの情報は必ず収集できる。インボイス等書かれている。【WG3】
- 手順1で、事業者はカ書類がほとんど入手できなくて困っている。しっかりとした「証明する書類」がない。ア～オは入手可能だが、丸太の所有者まで遡れないという現状もある。カ)についてはないのが99%。【WG3】
- 認証であれば先進国中心でかなりある。カ)に相当するものとして第三者認証を入れて、あるのであればその書類を収集するとしてはどうか。【WG3】
- 書類以外の情報も含めて評価すべきではないか。総合的に評価するための情報の一つとしてはどうか? 【WG3】
- 手順3で森林認証を出すのではなく、早い段階(手順1のカ)として認めるべきではないか。
【WG3】
- 認証もV-Leagalも評価できそうなものはすべて含めては? 手順2は、幅を持たせて、十分不十分をチェックリストで判断できるようにしてはどうか。評価の足しになるものなら、どんなの情報でも拾い上げるべき。【WG3】
- 森林認証自体は、手順1のカ)とは違うと理解。認証があってもV-Leagalが入手はできないので、認証は、ア～カの情報補助的・補完的なもの考える。【WG3】
- ア～カを補填する書類として認証を位置づけるのが原則。認証は合法性を証明するものではなく、別のものである。【WG3】
- 「キ」を追加して、それ以外の情報も加えてはどうか? 【WG3】

(7) 手順2、チェックリスト2について

- 森林認証を取得していても、合法性が担保されているかは、別建てにしてフローチャートを整備すべき。【WG2】
- 森林認証は二つの役割がある。合法性の証明であれば手順1だが、認証を持っている会社という意味であれば手順3で信頼性を図るのも可能か。【WG3】
- 認証は組織に与えられている。与信を高めるためもある。DDでの製品のリスク評価であれば、組織の認証取得ではなく、認証材であるのかどうかの方が、意味がある。【WG3】
- 「認証材」でもフェイクがあり得るという問題は別のところで解決すべき問題だと考えます。【WG3】
- 情報提供に関する事項を、取引相手との契約書に含めることが「極めて有効」とであると説明しても良いと思う。【WG3】
- リスクの高低は主に、原産国と樹種によるものである。【WG2】
- 樹種名、取引される商品名は、別々に記載するようにはどうか? 【WG2】
- 「インドネシアン・ハードウッドプライウッド」などは、樹種名ではなく商品名なので認められない。このようなものについては調達先に樹種名を確認すべき。【WG4】
- 樹種名に拘るなら、インボイスに記載した情報では不十分。SPFでも、S(スプルー)なのかP(パイン)、F(ファー)なのか分からない。しかし、どの種であったとしても違法伐採リスクが低い名称の場合は、どの樹種か特定できなくてもよいのではないか? 【WG4】
- 近年、土地利用転換の文脈で、天然林を転換した人工林由来のリスクもあるのではないか?

それをどうここに盛り込むか？ 【WG5】

- 人工林については、人工林=安心ではない可能性は理解している。EUDR 的には人工林でなくてはアウトとなることもあるので、合法性のリスクの提言としては、中程度とすべきではないか。クリーンウッド法では、このチェックが入らなくても違法とはならないので留意すべきであり、本文でしっかり説明すべき。【WG5】

(8) 手順3について

- 手順3のチェックリストは、手順2の振り分け次第。一発OKと一発×の間に落ちたものの枝を、手順3では辿ることになる。【WG3】
- 手順3が分水嶺となる。現地に実地検分へ赴き、自分の目で見、話を聞いてきたという事実が要る。【WG3】

(9) DD 手引き作成後の運用について

- PDCA を踏まえて、わが国の違法伐採対策を充実させることが重要と考える。【調3】
- 次の段階でもよいが、判断の結果の報告だけではなく、各事業者が適切にこの作業を行っているかをチェックすることが重要。【調2】
- 5~10年くらいやらないと根付かない部分もある。監査も、法律に適合しているかどうかだけではなく、自ら決めて内部統制できているかどうかの経験が重要。【WG4】
- 実際に使う場合、使ってからでないと見えない部分もあるので、どうアップデートにつなげるかが重要。また、内部監査も行うことになるが、どういう書類があればよしとするかについては、担当する人によって違いも生まれるので、このような客観的な資料も重要となるが、内部で教育する機会がなければ運用は難しいと感じる。【調3】
- DD を誰がやればよいかではなく、川上からエンドユーザーまでのつながりがあってこそ精度も上がり、認識も変わる【WG4】

2-2 リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

調達する木材等について違法伐採リスクを評価し、合法性確認（デュー・デリジェンス）を行う際には、国が提供するクリーンウッド・ナビの他、統計情報や国際機関、NGO 等の調査結果を参照することによって効果的・効率的なリスク評価が可能になる。このため、リスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。作成したリスク評価関連情報提供サイトのリストで取り上げた情報源は表 2.2 のとおり。

完成したリスク評価関連情報提供サイトのリストは、DD 手引きの付属資料とした。

※リスク評価関連情報提供サイトのリストは巻末資料2に掲載

表 2.2 リスク評価関連情報提供サイトのリストで取り上げた情報源

リスク評価関連情報提供サイトの名称	提供主体
ティンバーレックス	国際食糧農業機関（FAO）
森林ガバナンスと合法性	英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）
ソーシング・ハブ	Preferred by Nature

FSC リスク評価プラットフォーム	森林管理協議会 (FSC)
違法森林減少と関連取引リスク	フォレスト・トレンズ
オープン・ティンバー・ポータル	世界資源研究所 (WRI)
グローバル・フォレスト・ウォッチ	
腐敗認識指数	トランスペアレンシーインターナショナル
IUCN 絶滅危惧種レッドリスト	国際自然保護連合 (IUCN)
フェアウッド・パートナーズ	フェアウッド・パートナーズ

2-2-1 調査委員会や DD 手引き WG において示された論点

1-3-1、1-3-2 のとおり、リスク関連情報のリスト化に当たっては、調査委員会 (全 3 回) やワーキンググループ (全 6 回) で指摘された意見を参考にした。以下に主な意見を抜粋した。

調=調査委員会、WG=ワーキンググループ、数字はそれぞれ第何回かを表す。

- リストにある情報源について分類をされていたが、それについても明記してほしい。確認したい事項との対応が明確であるとよい。【調 3】
- 見やすく分かりやすい。情報提供サイトの分類とチェックリストとの対応が分かれば事業者は助かるだろう。【調 3】
- 伐採国までしかわからなくて伐採地が分からない場合、この情報で低リスク国と分かれば、それ以上深掘りしなくてよいという判断もあり得る。【調 3】

3 合法性確認の仮想実施

3-1 仮想実施の目的

本事業では、事業者による合法性確認を促進するため、DD 手引きを作成し、その中で、合法性確認の手順や、効果的・効率的に実施するためのチェックリストを例示した。しかし手順やチェックリストを示すだけでは、事業者は実際に業務を行っていく中で、どのような書類や情報を収集し、それらを用いることでどのように違法伐採リスクを評価(チェックリストにチェック)し合法性確認を行うのか、また、合法性確認ができなかった場合にどのような対応を行うのか、具体的なイメージをつかむことは容易ではない。そのため本章では、実際に合法性確認を実施している事業者を参考としつつ、DD 手引きを活用した合法性確認を仮想的に実施し、事例として作成・整理した(以下、本章で作成した事例を「仮想事例」という。)

3-2 仮想事例の作成手順

仮想事例の作成にあたっては、木材及び木材製品のうち、輸入量が多い物品、生産国について、合法性確認の経験が豊富な業界団体及び第一種木材関連事業を行う輸入事業者に対し、実際の合法性確認に利用した書類サンプルの提供及びチェックリストの試用を依頼した。その結果、事業者から5つの調達について書類サンプルの提供及びチェックリストの試用の所感を得たことから、これらを元に、チェックリストへの記入例を含む5つの仮想事例を作成した。

なお、仮想実施の対象とする調達先や製品の種類、判断の結果の妥当性等については、調査委員会及びワーキンググループでの議論(表3.1)にも基づき検討・決定した。

仮想実施を通じて得られた知見については、チェックリストを含む手引きの修正に活用した。

表 3.1 調査委員会等での主な論点と対処方針

主な論点	対処方針
<ul style="list-style-type: none">仮想実施で特別な優良事例を提示しても、それは多くの事業者にとっては役に立たないとする。あまりにも高いレベルのDD事例を示すのではなく、多くの事業者が実施して、同じような結果が得られるような事例であることが必要。特殊なものを対象にしても汎用性がない。事業者への周知を進めないと、事業者によって差が生まれるので、周知徹底の段階で事業者へのコンサルティングが重要となるだろう。	<ul style="list-style-type: none">手引き、特にチェックリストをどう使ってもらえるかの理解してもらうことを優先して仮想実施を作成した。まずは多くの事業者にチェックリストを使ってもらえることを目指す。ぎりぎりの事例で作ると、合法性の確認ができるのかできないのかという線引きにフォーカスが当たることになるので避けた。この論点は来年度以降の課題としたい。

3-3 仮想事例の解説

巻末資料に3-2の手順により作成した以下の5つの仮想事例を収録する。

仮想事例1 米国産丸太

仮想事例2 カナダ産製材

- 仮想事例3 オーストリア産製材
- 仮想事例4 インドネシア産合板
- 仮想事例5 中国産集成材

3-4 まとめ

3-4-1 仮想実施5事例のまとめ

本事業における合法性確認の仮想実施は、日本に輸入される木材・木材製品のボリュームゾーンを対象とし、以下の通りの5つの仮想実施事例を示した。特に作業の進め方のイメージがしづらいとの指摘が多い手順3に至る事例を2事例作成し、追加の情報収集及び違法伐採リスクの再評価について様々な方法があることを示した（オーストリア産製材、中国産集成材）。

手順1の多くの項目は、通常取引書類の記載情報でカバーできるが、主に合法性の根拠と伐採国情報が得にくい。手順2において合法性の根拠を示す書類が得られなくとも、他の項目の情報から違法伐採リスクが無視できると評価する事例を示した（米国産丸太）。また伐採国が不明でも、手順3において、調達先への問い合わせや、その供給源についてのオンライン情報の確認によって違法伐採リスクが無視できると評価する事例を示した（オーストリア産製材、中国産集成材）。

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国産丸太	なし	ダグラスファー	米国	自社の認証林からの木材であり、違法伐採リスクは無視できると評価	
カナダ産製材	PEFC	ダグラスファー	カナダ	違法伐採リスクは無視できると評価	
オーストリア産製材	なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、違法伐採リスクは無視できないと評価	調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →違法伐採リスクは無視できると評価
インドネシア産合板	V-Legal	メランティ、ファルカタ	インドネシア	違法伐採リスクは無視できると評価	
中国産集成材	なし	Red Wood (オウシュウアカマツ)	不明	伐採国が不明であり、違法伐採リスクは無視できないと評価	調達先へ問い合わせ、原料(製材)の供給源はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認

					供給源の事業者が HP で公開している合法性確保に関する取組等を確認 →違法伐採リスクは無視できると評価
--	--	--	--	--	---

3-4-2 仮想実施の活用について

今回示した事例の評価、判断は一つの例であり、同じ書類を得ても、事業者自身の知見や参照した情報等によって、異なる評価、判断が行われることは十分に考えられる。また、この仮想実施の同様の事例において、今回示した書類を全て集めなければ、合法性確認（デュー・デリジェンス）を実施できない又は、合法性が確認できたと判断できない、ことを示しているわけではないことに注意が必要である。

本章の仮想実施で示すように、DD 手引きを用いたデュー・デリジェンスに取り組む際には、特定の合法性証明書だけでなく、既存の取引書類に記載された様々な情報を利用して総合的なリスク評価を行い、また必要に応じて追加の情報収集を行うことによって、効果的な合法性確認が可能になる。クリーンウッド法における合法性確認の判断は事業者任せられるが、本事業で作成された DD 手引きと仮想実施が事業者の状況に合わせて活用されることが望まれる。

4 事業者向け報告会の企画、開催

4-1 報告会の概要

本事業の成果を報告するために、「クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きーリスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス」と題したウェブ報告会を2023（令和5）年3月3日14時から16時に開催した。プログラムを表4.1に示す。事業受託者であるIGESのホームページに報告会情報を掲載するとともに、登録実施機関や森林・林業・木材関連の業界団体等に報告会の事前周知を依頼した。その結果、参加申込者は321名、出席者は258名となり、出席率は約8割と高かった。参加申し込み者のうち75%は企業に所属しており、事業者の関心の高さが伺えた。その他、財団法人・社団法人等（10%）や、教育機関（6%）からの参加もあった。報告会で使用したプレゼンテーションは、IGESのウェブサイト¹からダウンロードできるようにした。

表4.1 事業者向け報告会プログラム

タイトル	林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きーリスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス
日時	2023（令和5）年3月3日14-16時
プログラム	<ul style="list-style-type: none">開会挨拶：林野庁 小島 裕章 木材利用課長クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明：IGES 鮫島 弘光 リサーチマネージャー合法性確認の仮想実施事例紹介：FoE Japan 佐々木 勝教 森林チームリーダー質疑応答

※発表資料は巻末資料4に掲載

4-2 参加者からの質問事項

参加者からの質問・コメントを表4.2にまとめた。参加者はクリーンウッド法改正に興味があり、質問の多くもそれに関する内容であり、本報告会では回答が困難なものが多かった。報告会では、合法性確認手引き・仮想実施に関連する部分について回答を行った。

表4.2 参加者からの質問・コメント

	質問・コメント
1	木材パレットは合法性確認の対象になるか。ある講演では、回収パレットは対象にはならない、新品パレットは対象になると聞いたが、実際のところが不明である。
2	集成材他、木材を使用した手すり、壁材、フローリング等もクリーンウッド法改正において対象アイテムとなっているか？
3	今回の手引きは改正後のCW法にも適用できる、という事は合法性のDDのやり方については改正後も変更はない、という理解でよいか。
4	リスクベースアプローチについて、商品や樹種、伐採国によるリスクの高低について具体的に示されているか？

¹ <https://www.iges.or.jp/jp/events/20230303>

5	同法は自社にて合法性が担保されているか否かを判断するとのことで、改正法では罰則規定が盛り込まれるとの事であるが、判断者と管理者が異なることから理解の相違が生まれないのか？
6	欧州の EUDR では合法性に加え、森林減少に寄与していないといった持続可能性の確認も行う必要があるが、CW 法では持続可能性に関しての確認事項は規定されているか？
7	我が国では伐採跡地の再生林がなされていない場合が多いというリスクがあるようだが、今回の一連の手続きによって、このようなリスクを回避する可能性が増えるか？
8	紛争木材でも合法性があると自社で判断すれば取引できるか？
9	平成 29 年 9 月 8 日制定(一社)日本建材・住宅設備産業協会・(一社)リビングアメニティ協会発行の「建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド」の「木材等」に該当しない製品の考え方についての内容は、林野庁木材利用課がまとめた資料「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について」と合致しているか？
10	今までは森林所有者⇒素材生産者（森林組合）⇒流通・製材・加工業者など証明書のリレーによって、合法木材である旨の文言を自社納品書に記載していたが、今後もこの方法は有効か？
11	ロシア材は何故仮想実施の対象でなかったのか？ロシア材を合法であると証明することは、現時点で困難なのか？
12	国産材でチェックリストを活用し DD を実施する場合、木材等の納入ごとに、チェックリストの作成・保管が必要か？
13	樹種が特定出来ない場合、所謂 MLH (mixed lightweight hardwood) などはどうのように対応したらよいか？
14	改正後に事業者登録制度が廃止になるという事だが、今後も事業者登録を新規で行う必要があるか？
15	違法伐採業者（国内、国外）は偽造書類を作成すると可能性があると考えられるが、それに対する罰則等はあるか？
16	自社判断で合法性確認としてよいとのことだが、その基準が非常に難しい。DD を行ってさえいれば、罰則対象にならないという理解でよいか？
17	合法性に関しては事業者自身が判断を行うとの事だが、自社にて合法と判断し提出したものに関して、審査により再確認と再提出のケースがあるのか？
18	新聞記事では団体による認定制度は廃止されるとあったが、林野庁ガイドラインの団体認定が無くなるということか？
19	インドネシア合板の「4. 原材料となっている樹木が伐採された国または地域」欄の「(1) 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ違法伐採対策に関する法令が整備されています。」、「(2) 伐採国または地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません。」について、インドネシアは (2) になっており、チャタムハウスの評価が基準になっているようだが、各輸入者は、各輸出国がどちらに当てはまるかは、輸入者おのおのの判断でよいか？それとも決まった評価基準があるのか？例えば、インドネシアの環境林業省は、インドネシアは十分 (1) に該当すると思っているが、その場合、(1) につけるかどうかは輸入者次第という認識でよいか、それとも (2) で統一すべきか？
20	質問ではなく申し訳ないが、合板事業者としては、出来れば「ごうばん」でなく「ごうはん」と呼んで頂きたい。
21	先程の紛争木材だが、PEFC はロシア材を紛争木材とみなし認証停止をしていると思う。こうした材も自社 DD で合法性証明が可能なのか？

22	紛争木材の定義は PEFC の考え方とは異なる考え方という認識でよいか？
23	そもそも合法性とは輸出国での合法という事か？勝手に日本側で合法の解釈をしているのか？
24	純粹に感想，個人的な考えであるが、ロシア材について、現在 ESG、人権 DD が重視される世論、消費者、諸外国からの目がある中で紛争国から材料を仕入れるという事について、リスクと捉えるか否かというところを事業者がどう判断するか、というところもっとも重要なのではと考える。